

令和 7 年 度

大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業

【公 募 要 領】

海外県人会や留学生OB・OGなど大分県ゆかりの人材とのネットワークを強化し、県内事業者の海外展開を促進するため、対象となる大分県ゆかりの人材及び県内企業を広く公募し、その取組に必要な費用の一部を補助します。

[応募期間]

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）～予算が上限に達し次第終了

[提出先・問合せ先]

大分県 企画振興部 国際政策課 海外戦略班

〒 8 7 0 - 8 5 0 1 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

TEL : 0 9 7 - 5 0 6 - 2 0 4 4

FAX : 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 2 3

E-mail : a10140@pref.oita.lg.jp

1 趣 旨

海外県人会や留学生OB・OGなど大分県ゆかりの人材とのネットワークを強化し、県内事業者の海外展開を促進するため、大分県ゆかりの人材と県内事業者との連携による海外の販路開拓等に向けた取組を支援します。

2 募集事業等

大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業費補助金「別表 1」に掲載されている補助対象事業で、令和 8 年 2 月 2 8 日までに完了するものを次のとおり募集します。

3 応募について

- (1) 応募期間 令和 7 年 4 月 1 8 日（金）～予算が上限に達し次第終了
- (2) 受付方法 別添の「令和 7 年度大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業実施計画認定申請書等」を正本 1 部、原則電子メール（郵送も可）で提出してください。
- (3) 提出先・問合せ先
大分県企画振興部国際政策課（大分県庁本館 3 階）
TEL 097-506-2044 FAX 097-506-1723

- (4) 注意事項
- ・認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。
 - ・応募いただいた書類は返却しません。
 - ・認定作業のため、外部有識者に認定申請書等を共有します。

●採択された取組については、貿易相談等の個別支援を実施している支援機関（日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター、（一社）大分県貿易協会 等）、行政機関（大分市 等）と情報共有します。

4 補助等の詳細

(1)用語の定義

①「大分県ゆかりの人材」次のいずれかに該当するもの

ア 海外の大分県人会の会員

イ 大分県内の大学等を卒業した留学生で主に海外を活動拠点とする者

ウ その他知事が認める者

②「県内事業者」

大分県内に本社又は自社の製造、生産又は活動拠点を有する事業者、生産者及び団体

(2)事業実施主体

この事業において事業実施主体は、県内事業者と連携した海外展開に取り組む大分県ゆかりの人材とします。

(3)補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助率
事業実施主体である大分県ゆかりの人材が県内事業者と連携して取り組む事業のうち、次に掲げる経費であって、事業完了日までに支払を完了するもの。 (1) 海外で開催される見本市・展示会・商談会等への出展 (2) 商談・市場調査・プロモーション活動の実施 (3) 県産品等を活用した商品の開発・改良 (4) 県内事業者と海外事業者との交流 (5) その他の事業で知事が必要と認めるもの	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 なお、消費税及び地方消費税を除く	定額 (上限額：300千円以内)

<注意事項>

- ① 交付決定前に支出した経費は補助対象外となります。
- ② 原則は、大分県ゆかりの人材に対する補助となりますが、県内事業者が支出した経費も補助金の対象になり得ます（ゆかり人材の了承等が必要です）。
- ③ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税、海外付加価値税等を除いた額とします。
- ④ 補助金交付額は、千円未満切捨てとします。
- ⑤ 他の補助金との経費の重複はできません。

5 選定方法等

(1) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、予算の範囲内で認定事業を決定します。

提出された書類の内容等について、日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センターにおけるアドバイスを受けることをお願いする場合があります（県産品の輸出を目途とした事業等）。

(2) 通知

審査結果については審査が完了次第、随時、申請者あて通知します。大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定められた期日までに提出してください。

6 留意点

(1) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者には補助金交付決定通知書を送付します。

（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません。）

(2) 事業者は、補助事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(3) 令和8年2月28日までに事業が完了できないときや、認定・交付決定事業から事業内容（対象国、対象商品、手法など）に大幅な変更が確認された場合は補助事業の認定を取り消します。

(4) 補助金は、原則として補助金の額の確定後にお支払いします。

(5) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業を完了した翌年度から5年間保管していただきます。

様式第 1 号（要領第 5 条関係）

令和 7 年度大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業実施計画認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名（団体名及び代表者氏名）

年度大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業実施計画について、認定されるよう
大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業実施要領第 5 条の規定により申請します。

添付書類

- （1）事業計画書（第 2 号様式）
- （2）収支予算書（第 3 号様式）
- （3）暴力団排除に関する誓約書（第 4 号様式）
- （4）見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- （5）その他知事が必要と認める書類

第 2 号様式（要領第 5 条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

氏名	
住所	
大分県との関係	(所属する海外大分県人会の名称) (卒業した県内大学等の名称・卒業年月日) 等
勤務先	
電話番号	
E-mail	

2 連携する県内事業者の概要

名称：	代表者役職氏名：	
住所：		
国内における主たる事業実施場所：		
電話番号：	業種：	
担当者名：	E-mail：	
資本金（出資金）	千円	従業員数：

3 事業内容

(1) 事業を実施する理由（背景）

--

(2) 海外展開を行うターゲット国・地域

--

(3) 上記 (2) の選定理由

--

(4) これまでの海外展開に関する取組内容

(5) 事業計画

以下、当該事業に関する内容を具体的に記載すること

①事業内容

②事業実施スケジュール

③事業実施体制

(6) 成果目標及び事業実施後の計画

①当該事業による成果目標

②事業実施後の中長期的な取組方向

4 事業費

総事業費	補助対象経費	負 担 区 分	
		県費補助金	自己負担金等
円	円	円	円

5 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第3号（要領第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

※予算額は、申請時点の為替レートで円換算したものを記入すること。

※積算内訳には、単価×数量等を詳細に記載すること。

様式第 4 号（要領第 5 条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員が役員となっている事業者
- （４） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （５） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （６） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- （７） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （８） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1 の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第 6 号（要領第 5 条関係）

令和 7 年度大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業費補助金交付決定前着手届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名（団体名及び代表者氏名）

年度大分県ゆかり人材海外ネットワーク構築事業実施要領第 5 条第 3 項に定められた事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
事業内容	
事業費	
事業開始予定年月日	
事業完了年月日	
理 由	